

令和4年第2回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和4年6月16日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第72号 村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第73号 旧ごみ処理場残渣撤去・荒川郷最終処分場閉鎖工事の工事請負契約の締結について
- 4 出席委員(7名)

1番 菅井晋一君	2番 富樫雅男君
3番 鈴木好彦君	4番 稲葉久美子君
5番 木村貞雄君	6番 鈴木一之君
7番 長谷川孝君	
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員(7名)

上村正朗君	高田晃君	小杉武仁君
河村幸雄君	渡辺昌君	鈴木いせ子君
大滝国吉君		
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
税務課長	大滝 慈光君
同課収納対策室長	東海林 肇君
市民課長	板垣 敏幸君
同課生活人権室長	前川 龍也君
同課自治振興室長	佐藤 克也君
環境課長	瀬賀 豪君
同課生活環境室長	本間 研二君
同課生活環境室副参事	鈴木 義貴君
保健医療課長	押切 和美君
同課課長補佐	志田 淳一君
同課国保室長	林 洋一君
同課国保室係長	本間 かおり君
同課健康支援室長	船山 幸文君
同課健康支援室主幹	田中 加代子君
同課健康支援室副参事	齋藤 健一君
介護高齢課長	大滝 きくみ君
同課高齢者支援室長	川村 勇治君
同課高齢者支援室副参事	渋谷 直人君

同課地域包括支援センター長	五十嵐	文	君
同課介護保険室長	高橋	洋一	君
同課介護保険室副参事	近藤	知子	君
福祉課長	木村	静子	君
同課福祉政策室長	石田	浩二	君
こども課長	中村	豊昭	君
同課子育て政策室長	高橋	朗	君
同課ことばとこころの相談室主幹	永田	ルミ	君
同課子育て支援室長	山田	昌実	君
同課子育て支援室主幹	板垣	友紀	君

10 議会事務局職員

局長	内山治夫
書記	菅井洋子

(午前10時00分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、陳情第6号について陳情者の意見を聞くこととしたので、最初に協議会を開催してこれを審査し、委員会再開後、審査日程のとおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより陳情者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(長谷川 孝君)暫時休憩を宣する。

(午前10時01分)

委員長(長谷川 孝君)委員会の再開を宣する。

(午前10時29分)

日程第1 議第72号 村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(税務課長 大滝慈光君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

税務課長 おはようございます。それでは、議第72号は過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。この件については、この条例、昨年(平成28年)の第4回定例会において、新たな条例制定ということでご議決をいただいた。ありがとうございます。早速制度として走り出したわけだけれども、今回、租税特別措置法の一部改正によって、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日に施行された。本条例中で引用している租税特別措置法及び同法施行令の規定について項ずれが生じている関係で所要の改正を行うものである。実質的な制度上の変更はない。具体的な説明を申し上げますと、条文見てもちょっと分かりにくいので、新旧対照表の一番最後、53ページをお願いいたします。まず、中段よりちょっと上だけれども、今回の項ずれについては、租税特別措置法の第12条及び第45条のそれぞれの条に新た

な項が新設されたということであって、その各条の1項ずつ繰り下がったということであって、第12条の第3項の規定が第4項になったと、第45条の2項が3項になったという、1項ずつずれたということである。また、租税特別措置法施行令の第28条の9、中段より若干下にある28の第10項が、これもこの規定の中において、1号から3号の複数の号が規定されたことによって、引用箇所である第10項を第10項の第1号というふうに変更するものである。いずれにしても、制度上の変更はないので、施行日が公布の日から施行するとなっているが、これは法令が4月1日に施行になったからといって制度上の変更はないので、遡及、遡っての施行には当たらないということを確認している。以上、よろしく願いいたす。

(質 疑)

菅井 晋一 参考までに教えてください。昨年できた条例だけれども、これの適用を受けた事例ってあったらどうか、今まで。

税務 課長 現時点では相談はあるが、実際にこれからになると思うのだが、予定をしている、まだ申請は至っていないが、ところがあるのではないかとという段階である。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第72号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第73号 旧ごみ処理場残渣撤去・荒川郷最終処分場閉鎖工事の工事請負契約の締結についてを議題とし、担当課長（環境課長 瀬賀 豪君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

環境 課長 おはようございます。それでは、議第73号 旧ごみ処理場残渣撤去・荒川郷最終処分場閉鎖工事の工事請負契約の締結についてについてご説明を申し上げます。本工事は、朝日地区檜原地内の旧ごみ処理場敷地内に埋め立てられている焼却残渣8,950立方メートルのうち8,190立方メートルを荒川地区貝附地内の荒川郷最終処分場に運搬し、遮水シート及び遮光性の保護シートの設置によるキャッピング工事を行うものだ。また、残る760立方メートルについては、荒川郷最終処分場の埋立容量を超えることから、県外の最終処分場に運搬し、処分を行うものだ。入札に当たっては、特定共同企業体の発注に付すべき工事として令和4年4月1日に入札公告を行い、4つの特定共同企業体から応募があった。令和4年5月10日に一般競争入札を執行し、同日、横井・日本建機特定共同企業体と2億8,582万2,160円で仮契約を締結したものである。工事期間については、議会の議決をいただいた日から令和5年3月31日までといたしている。以上であるが、よろしくご審議いただくようお願い申し上げます。

(質 疑)

鈴木 好彦 今回の説明の中で処理数量の全体、ちょっと聞き逃したのだけれども、700立方メートルについては県外に依頼するという事だけれども、これは何%ぐらいに当たるのだろうか。

環境 課長 760立方メートルであるが、焼却残渣が全体量が8,150立方メートルであるので、パーセンテージにいたすと約8.5%となる。

鈴木 好彦 それで、この760立方メートルというのは、今回の見積額の外だよ。これについての、どのくらいかかるかについての試算というのはあるのだろうか。

環境 課長 こちらの処分についても、本工事の契約額に含まれている。

木村 貞雄 この図面のほうなのだけれども、私分からないので、お聞きするけれども、資料3の(3)、キャッピング標準図とあるのだが、左側のほうのU字溝と集水ますの、いずれも下のほうにコンクリートの形で図面あるのだけれども、この部分はコンクリートなのか。

環境 課長 そうである。

木村 貞雄 それと、もう一点は、この集水ますというのは側溝は多分、平面図だけれども、一番上の面のほうのはどっち側にあるのか。私現地がちょっと分からないので、上のほうの部分はどんな形になっているのか。周りのほうというか、側溝の入っていない部分。

環境 課長 図のキャッピング平面部ということで斜線がある部分があるかと思うが、その周辺にこの側溝が全て入るといふふうな・・・

(「ない側は」と呼ぶ者あり)

環境 課長 その周りだ。この斜線を引いてある・・・

(「図見ると、一番上のまだ側溝入っていないから」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 上のほう、堤か何かになっているの。

環境 課長 失礼した。上部については既に堤の部分があるので、そこと同じ高さにして。

(「堤の側」と呼ぶ者あり)

環境 課長 はい。そこには側溝は入っていない。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第73号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

長谷川委員長 以上で本委員会に付託された議案の審査等については全て終了した。これら議案審査等についての委員長報告書作成は委員長に一任させていただきたいと思うが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 ご異議ないので、委員長報告書の作成は委員長に一任された。

委員長（長谷川 孝君）閉会を宣する。
（午前10時41分）